

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名：鳥取県  
農業委員会名：米子市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

- (1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況
  - ア 周知している      イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	ホームページ及び公示
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

- (2) 総会等の議事録の作製
  - ア 作製している      イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	おおむね10日以内に作成している。
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

- (3) 議事録の内容
  - ア 詳細なものを作製している      イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

- (4) 議事録の公表
  - ア 公表している      イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局に備え付け、ホームページに掲載している。
改善措置	—

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 53件、うち許可 53件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地元農業委員及び事務職員が現地調査を実施している。さらに必要に応じて、申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審査している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	53件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 67件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地元農業委員、事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。また、農地部会委員による月に4～5箇所での現地調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	12 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	11 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	1 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	・引続き報告書の提出を求める
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 461 件 公表時期 平成26年2月 情報の提供方法: ホームページ、農業委員会広報に掲載
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 191 件 取りまとめ時期 平成25年6月 情報の提供方法: 事務局備え付け
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,775 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備 データ更新: 農地法の許可、農地利用集積計画に基づく利用権設定、利用状況調査結果、相続等の届出等、その他補足調査を実施し随時更新している。
	是正措置	—

(5) 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 499 件、うち決定 499 件 )

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容により確認している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき議案ごとに審査している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。
	是正措置	—

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,775 ha	168.1 ha	4.45%
課 題	農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者への意向調査が必要		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
17 ha	18ha	106%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～12月	40 人	8月～12月	
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし、道路からの目視による、巡回調査を実施 2.調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 3.農業委員会職員が確認調査を実施し、写真を撮り、地図等に記録する。			
遊休農地への指導	実施時期:4月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		6月～3月	40 人	7月～3月	
	調査方法	農業委員と事務局職員で管内全域を調査区域とし、遊休農地調査を実施した。それにより把握した遊休農地を、1筆ごとに写真に撮り、地図、農家台帳に記録			
	遊休農地への指導	実施時期:9月～3月	指導件数: 482筆	指導面積: 29.5 ha	指導対象者: 344 人
	遊休農地である旨の通知	件数: - 件	面積: - ha	対象者: - 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: - 件	面積: - ha	対象者: - 人	
その他の取組状況	農業委員により、随時農地パトロールを実施				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地の所有者等への指導が確実に行われ、保全管理などが実施され、目標を達成した。
活動に対する評価の案	所有者等への指導は確実に進展し、遊休農地解消への理解が進みつつある。農家へ指導を行うとともに、遊休農地の有効利用が図られるようにすることが必要。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地の所有者等への指導が確実に行われ、保全管理などが実施され、目標を達成した。
活動に対する評価	所有者等への指導は確実に進展し、遊休農地解消への理解が進みつつある。農家へ指導を行うとともに、遊休農地の有効利用が図られるようにすることが必要。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	農家数	3545戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	323戸	81経営	—法人	—団体
	農業生産法人数	12法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少している。また、担い手の高齢化が進んでいるため、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保が必要。				

※ 農家数等は2010年農業センサスから抜粋

##### (2) 平成25年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	3経営	—法人	—団体
実 績 ②	2経営	—法人	—団体
達成状況 (②/①×100)	66%	— %	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	関係機関と連携し担い手の育成確保に向けた活動を行う。	—	—
活動実績	認定会議等に出席し担い手の育成確保に向けた活動を行った。認定農業者の期間満了者の再認定を推進した。	—	—

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	担い手の育成確保は必要であり、目標値は妥当であった。	—	—
活動に対する評価の案	今後も関係機関と連携し、普及活動を継続的に実施する必要がある。	—	—

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

##### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	担い手の育成確保は必要であり、目標値は妥当であった。	—	—
活動に対する評価	今後も関係機関と連携し、普及活動を継続的に実施する必要がある。	—	—

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,614 ha	499.7 ha	13.80%
課 題	農業従事者の減少、高齢化等により遊休農地が発生している。弓浜地区は畑地で基盤整備が未実施、農地の分散などにより農地の確保、有効利用を図ることが困難となっている。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※ 管内の農地面積は市街化区域を除く農地総面積

### (2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	32.9 ha	164%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	【4月・10月】円滑な権利移動が出来るよう、農業委員会報や、リーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施 【随時】農地の利用集積に向けた、掘り起こし活動や担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動の実施
活動実績	①農地相談、農業委員会報による農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知が図られた。 ②期間の終了する利用権設定について、更新の文書勸奨を行った。 ③市、鳥取西部農協と連携し、貸し手・借り手との連絡調整を図った。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	利用権設定による利用集積が増加し、達成率は164%であり、成果は評価できる。
活動に対する評価の案	引続き、利用権設定の理解を得るための活動をする必要がある。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	利用権設定による利用集積が増加し、達成率は164%であり、成果は評価できる。
活動に対する評価	引続き、利用権設定の理解を得るための活動をする必要がある。



### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,775 ha	0.45 ha	0.01%
課 題	遊休農地化した土地の違反転用や建設残土等の不法投棄等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題になっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.45 ha	0.04 ha	8.88%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員会報や市ホームページ等による周知を図る。 農地パトロールによる早期発見、早期是正を行う。 違反転用者に対して、是正指導を行う。
活動実績	農業委員会報により農地転用制度の周知及び違反転用が犯罪である旨を周知 地元農業委員による農地パトロールの実施により未然に違反転用の防止が図れた。

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価の案	違反転用者への是正指導を実施し、一部は是正されたが、是正されなかったものがある。引き続き是正指導を行う必要がある。懸案事項については県等関係機関と連携し指導を強化することが必要。農業委員会報等により違反転用の啓発活動を行うことが必要。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価結果	違反転用者への是正指導を実施し、一部は是正されたが、是正されなかったものがある。引き続き是正指導を行う必要がある。懸案事項については県等関係機関と連携し指導を強化することが必要。農業委員会報等により違反転用の啓発活動を行うことが必要。